

青森県報

第三千三百四十号

平成二十三年
一月十九日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による医療機関の指定

右 同

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出

青森県農業振興地域整備基本方針の変更

漁業の許可等の申請期間

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正

道路の区域の変更

都市計画事業計画の変更認可

公 告

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告

建設業者の許可の取消し

右 同

出先機関

土地改良区

土地改良区の定款変更の認可

土地改良事業の工事の完了

公安委員会

運転免許取得者教育の認定

公安委員会

運転免許取得者教育の認定

(健康福祉課) 一

(健康福祉課) 一

(同) 一

(障害福祉課) 二

(構造政策課) 二

(水産振興課) 二

(同) 二

(道路課) 二

(都市計画課) 三

(同) 三

(民生生活課) 三

(文化課) 三

(西北地域局) 四

(同) 五

右 同
指定講習機関の代表者の氏名変更の届出
認定教育実施者の代表者の氏名変更の届出

告 示

青森県告示第四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
だいすけ歯科 ラベンダー調剤薬局	八戸市湊高台四丁目二の一四 弘前市大字野田二丁目一の五	平成三二・一 三・二・二五

青森県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
事業者	事業者	事業者	事業者	事業者

有限会社だいち	十和田市東三番町六の二五	訪問看護ステーションちくば	十和田市東三番町六の二五	平成三・二・九
---------	--------------	---------------	--------------	---------

青森県告示第四十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	三沢市立三沢病院	三沢市中央町四丁目一〇	平成三・二・五
変更後		三沢市大字三沢字堀口一六四の六五	

青森県告示第四十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定により、青森県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第三項において準用する同法第四条第七項の規定により公表する。

なお、当該変更後の青森県農業振興地域整備基本方針は、青森県農林水産部構造政策課及び各地域農林局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四十六号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項

（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十三年三月一日から同月十四日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 九隻

青森県告示第四十七号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表新深浦町第四区域の項を次のように改める。

新深浦町第四区域 新深浦町漁業協同組合の地区のうち、大字沢辺の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 2 総トン数百トン未満の漁船により行うかにかご漁業
--------------------------------------	--

青森県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年二月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後				
1	県道	五所川原岩木線	弘前市大字鼻和字岩井五二の一から 弘前市大字八幡字平塚一六の三まで			七・一五メートルから 一三・四二メートルまで	五三八・三〇メートル	
						一一・二〇メートルから 一一・〇四メートルまで	五三八・三〇メートル	

青森県告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年一月十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
五戸町
- 二 都市計画事業の種類
五戸都市計画下水道事業（五戸町公共下水道）
- 三 事業施行期間
平成七年五月二十四日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
なし
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成二十一年一月九日青森県告示第七号）の事業地に三戸郡五戸町字兔内、字兔内下谷地、字兔内下保土沢、字鮫ノ口、字石仏

公 告

字石仏下川原、字上兔内、字石仏前、字石仏上川原、字花道川原、字西ノ沢、字二本柳、字二本柳向、字古堂、字古堂後、字上新井田前、字川原町裏、字油出、字姥堤を加える。
 三戸郡五戸町字館、字野月、字狐森北、字愛宕後、字古街道長根、字観音堂、字追分、字大渡、字土井頭、字川原町、字川原町下裏、字川原町西裏、字伝兵衛丁、字八景、字鍛冶屋窪、字鍛冶屋窪上ミ、字古館向において変更する。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人電子物性

三 代表者の氏名

豊田 豊治

四 主たる事務所の所在地

八戸市吹上二丁目一の一四

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県民に対して、物理学者榑崎臯月氏の提唱した「静電三法」(静電気の活用による物質や生物の質的改善を図る技法)を活用し、食品加工の指導、農畜産物等育成指導の事業や環境保全を図る事業等を行うことにより、安全安心な農畜産物等の生産や県民の健康増進に寄与し、以て社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 葛西板金工業

二 氏名 葛西 正明

三 主たる営業所の所在地 つがる市富港町里見八四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第〇一七六五〇号

五 取消年月日 平成二十二年十二月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

板金工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社米澤建設

二 代表者の氏名 米澤 一二三

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字福野田字本泉三六の三五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第〇一五二五九号

五 取消年月日 平成二十二年十二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実
平成二十二年十二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、原別土地改良区の定款の変更を平成二十三年一月四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年一月十九日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

土地改良事業の工事の完了

五戸南地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭

和二十四年法律第九十五号) 第一百三條の二第三項の規定により公告する。

平成二十三年一月十九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

一 県営土地改良事業の名称

中山間地域総合整備事業(農業用排水施設整備) (農道整備) (農地保全)

二 工事完了年月日

平成二十二年十二月十五日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号) 第八條の三十二の二第一項の規定により、運転免許取得者教育を行う者として次のとおり認定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年一月十九日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 マルエス自工株式会社弘前モーターズスクール

2 住所 弘前市大字和泉一丁目三の一

3 代表者の氏名 新戸部 八州男

二 運転免許取得者教育に使用する施設の名称

マルエス自工株式会社弘前モーターズスクール

三 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

弘前市大字和泉一丁目三の一

四 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)

第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

五 運転免許取得者教育の課程の名称

- 1 第三号課程 シルバードライバー講習
 - 2 第六号課程 高齢者更新時同等講習
- 六 認定をした年月日
- 平成二十三年一月四日

青森県公安委員会告示第八号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号) 第八條の三十二の二第一項の規定により、運転免許取得者教育を行う者として次のとおり認定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年一月十九日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 マルエス自工株式会社浪岡モーターズスクール

2 住所 青森市浪岡大字浪岡字林本二二一

3 代表者の氏名 新戸部 八州男

二 運転免許取得者教育に使用する施設の名称

マルエス自工株式会社浪岡モーターズスクール

三 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

青森市浪岡大字浪岡字林本二二一

四 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)

第一条第三号及び同条第六号に掲げる課程

五 運転免許取得者教育の課程の名称

1 第三号課程 シルバードライバー講習

2 第六号課程 高齢者更新時同等講習

六 認定をした年月日

平成二十三年一月四日

青森県公安委員会告示第九号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号) 第四条第一項の

規定により、株式会社エスティックから代表者の氏名変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年一月十九日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	古川亮市	外崎隆	平成二十二年十二月二十五日

青森県公安委員会告示第十号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、株式会社エスティックから代表者の氏名変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年一月十九日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	古川亮市 外崎隆	外崎隆	平成二十二年十二月二十五日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭